姶良市空き店舗等活用事業補助金

姶良市では、空き店舗等の解消と地域経済の活性化を目的に、空き店舗や空き家※を賃借し店舗利用として集客に役立つ施設等を開設する事業者に賃借料の一部を補助しています。

※　アパートの空室については日常的に不動産などに管理されており、主に居住目的であるため、対象外となります。

補助対象地域

対象その１：　商業振興地区

対象その２：　商業振興地区以外の地域

対象その３：　中山間地域

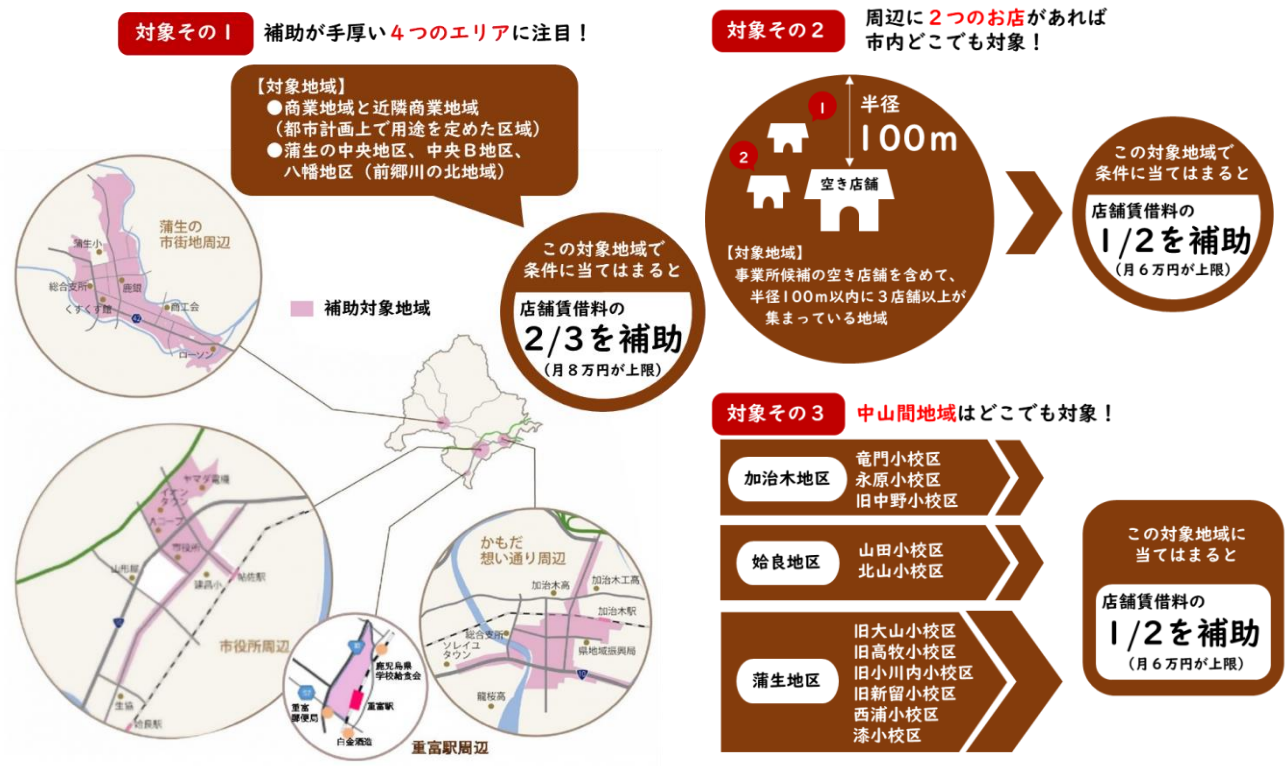

対象店舗

小売店、飲食店、理容店、美容店などの不特定多数の来客がある店舗。

補助額

対象その１	月々の店舗家賃の３分の２以内（月額８万円が上限）
対象その２・３	月々の店舗家賃の２分の１以内（月額６万円が上限）

※1,000 円未満の端数は切り捨てとなります。

対象期間

補助金交付の対象期間は、交付決定月から最長 12 ヵ月となります。

主な対象条件

○　都市計画用途区域の商業地域・近隣商業地域・蒲生地区の中央 A・中央 B 及び八幡地区の前郷川北地域に所在する空き店舗等並びに中山間地域における空き店舗等を活用すること。これら以外の地域においては、事業を始めたい空き店舗等の半径 100m以内に開業希望の空き店舗等を含む３店舗以上が集合していること。

○　空き店舗等が３か月以上利用されていないこと。

○　１日３時間以上、かつ、週５日以上営業し、直接お客さんが店舗に来るもの。

○　補助金申請者が直接、事業または営業に携わるもの。

○　空き店舗等の借上げに係る契約期間が１年以上あるもの。

○　市内の他の店舗からの移転ではないこと。

○　店舗面積の合計が、300 ㎡を超える小売店舗で営業するものでないこと。

○　過去に当補助金の交付を受けていないもの。

○　姶良市商工会に加入し、活動に参加すること。

○　事業開始後６か月以内に申請すること。

○　市税の滞納がないこと。（本市以外の市町村を含む市町村税に滞納がないこと）

申請方法

申請方法につきましては、姶良市ホームページに記載されております申請書をご使用ください。

また、詳細については、姶良市商工観光課までお気軽にお問合せください。

【申請時に必要な書類】

- 申請書（指定の様式）
- 個人にあっては商店の概要及び決算書、法人にあっては登記事項証明書及び決算書
- 市町村税の納税証明書（滞納のない証明書）
- 事業計画書（指定の様式）
- 資金計画書（指定の様式）
- 賃貸借契約書の写し
- 商工会長の推薦状
- その他参考となる資料（店舗の写真、パンフレット、チラシ）

お問い合わせ先

姶良市役所企画部商工観光課企業商工係
鹿児島県姶良市加治木町本町２５３番地
ＴＥＬ：0995-66-3145（直通）
ＦＡＸ：0995-62-3699